

「庄原市国民保護計画」 を策定

総務課行政係
☎0824-73-1123

「庄原市国民保護計画」は、万
ことを祈ります。

庄原市国民保護計画の概要

第1編 総論

基本方針、市の特徴など

第2編 平素からの備えや予防

平素からの組織・体制の整備、

訓練・啓発など

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動体制、対策本部設置、警報・

避難指示の伝達、避難誘導、安否

情報など

第4編 復旧等

応急の復旧、災害復旧、費用支

弁など

第5編 緊急対処事態への対処

※計画の全文は、庄原市ホームペー
ジ (<http://www.city.shobara.tokushima.jp>)

でご覧いただけます。

また、総務課

および各支所地域

振興課でも閲覧で

きます。



国民保護は、万一の事態が発生した際に、住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争を肯定するものではありません。庄原市は、恒久の平和を願い、国際交流などを通じて相互の理解を深めるよう努めるとともに、万一の事態が発生したときのことを考えて、市民の安全を最大限確保するため、国民保護に取り組むものです。

この計画が実際に使われるような事態が、これからも決してない

法務局の統廃合に反対の申し入れをしました

昨年12月15日、広島法務局民事行政部長から庄原市長に対し、「広島法務局庄原支局が三次支局に統合が予定されている」ことについて説明がありました。統合は平成20年2月頃の予定です。

これに対し、庄原支局が廃止されると、庄原市民に著しい不便をかけ、市民サービスの低下につながることから、庄原市長は反対の意向を伝えとともに、2月6日には市議会議長と共に法務省民事局を訪ね、法務大臣宛の申入れ書により、法務局の統廃合計画を撤回するよう強く申し入れを行いました。

法務局の統合に 反対する理由

①統廃合の理由として、登記申請事件数15,000件未満、統合後の隣接庁舎までの所要時間が概ね30分以内という閣議決定に基づいた基準が示されていますが、平成17年3月末で合併した本市は、面積1,247平方キロメートルと広大なエリアを有しており、市東部の東城支所管内からは約90分の所要時間となること。

②現在、事業が進められている中国横断自動車道「尾道松江線」、生活貯水池「庄原ダム」、地域高規格道路「江府三次道路」などに係る登記事務にも影響が予想されること。

③法務局は、不動産登記業務以外にも、商業法人登記業務、戸籍業務、供託業務のほか、人権擁護委員会の事務局が設置され、市民の人権擁護の役割を担う重要な機関となっており、住民に身近で便利な行政サービスの提供が必要であること。

④公的機関の統廃合により、本市の都市機能の低下に繋がること。